

第17回環境影響評価審査会
事業者資料
令和3年3月2日

横浜市現市庁舎街区活用事業

環境影響評価準備書における質疑及び意見の概要、事業者の説明等

令和3年3月2日

三井不動産株式会社

1. 準備書説明会等に関する周知結果

準備書説明会等については、準備書の概要及び説明会等のお知らせ（添付資料-1）を令和3年2月1日(月)～3日(水)に、図1に示す対象地域に各戸配布（住宅・店舗・事務所を対象）した。

配布枚数は表1に示すとおり、対象地域全域で35,172枚である。

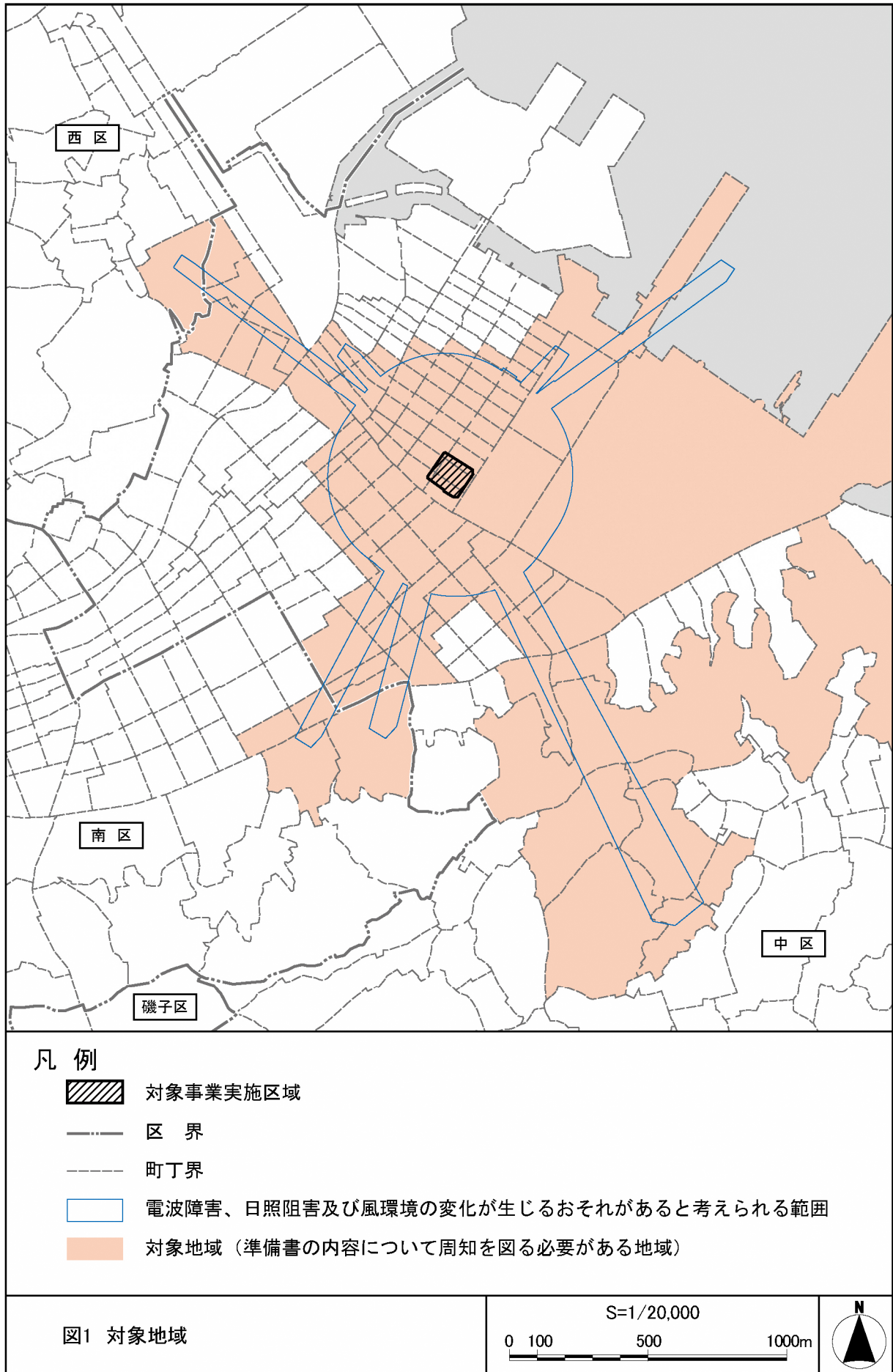
表1 準備書説明会等のお知らせの配布枚数

| 配布対象区町丁 | | 配布枚数 |
|------------|------------|----------|
| 中区 | 港町 1～6 丁目 | 32,460 枚 |
| | 真砂町 1～4 丁目 | |
| | 尾上町 1～6 丁目 | |
| | 常盤町 1～6 丁目 | |
| | 住吉町 1～5 丁目 | |
| | 相生町 1～4 丁目 | |
| | 太田町 1～4 丁目 | |
| | 弁天通 1～3 丁目 | |
| | 南仲通 1、2 丁目 | |
| | 本町 1 丁目 | |
| | 北仲通 1 丁目 | |
| | 元浜町 1 丁目 | |
| | 海岸通 1 丁目 | |
| | 日本大通 | |
| | 横浜公園 | |
| | 山下町 | |
| | 寿町 1、2 丁目 | |
| | 扇町 1～4 丁目 | |
| | 翁町 1、2 丁目 | |
| | 不老町 1～3 丁目 | |
| 万代町 1～3 丁目 | | |
| 西区 | 宮崎町 | 494 枚 |
| 南区 | 万世町 1、2 丁目 | 2,218 枚 |
| | 中村町 1、2 丁目 | |
| 合計 | | 35,172 枚 |

2. 準備書の概要に関する周知結果

準備書の概要に関する周知は、準備書の概要及び説明会等のお知らせ（添付資料-1）に準備書の概要を掲載し、対象地域に各戸配布することで周知とした。

なお、合わせて準備書説明会についても周知した。



3. 準備書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要

準備書説明会は、表 2 に示す日時で計 2 回の開催を計画し、新型コロナウイルス感染症対策として、事前申し込み制とした。

しかしながら、令和 3 年 2 月 2 日（火）に政府より新型コロナウイルス感染症拡大に関する緊急事態宣言の延長が正式決定され、開催予定日時（2 月 12 日、2 月 14 日）が緊急事態宣言中となったため、感染症拡大を防止する観点から、説明会を中止することとした。

なお、説明会に代わる準備書の記載事項の説明方法として、令和 3 年 2 月 1 日（月）～3 日（水）に各戸配布した準備書説明会等のお知らせにおいて、説明会の事前申し込み方法に加えて、説明会での説明内容をインターネットで動画配信し、代表事業者への質問書を受け付けることを説明会の事前申し込み方法と併せて記載し、対象地域に周知した。

インターネットによる動画配信の利用状況は表 3 に示す通りであった。

また、質問書の送付状況は表 4 に示す通りであり、計 3 件であった。

質問書に記載された意見の概要と事業者の見解は表 5-1～表 5-3 に示すとおりである。なお、整理にあたっては、質問書の送付順ではなく、項目別とした。

表 2 準備書説明会の開催結果

| 回 | 開催予定日時 | 開催結果 | 申込人数 |
|-------|-----------------------------------|---|------|
| 第 1 回 | 令和 3 年 2 月 12 日(金) 19:00～20:30 | 緊急事態宣言中となったため、開催中止とした。 事前申し込み者 3 名には開催中止の案内を連絡し、説明動画資料の希望者には資料を送付した。 | 3 名 |
| 第 2 回 | 令和 3 年 2 月 14 日(日) 19:00～20:30 | | |

表 3 インターネットによる動画配信の利用状況

| 動画配信期間 | 動画再生回数 |
|---------------------------|--------|
| 令和 3 年 2 月 1 日（月）～14 日（日） | 206 回 |

表 4 質問書の送付状況

| 質問書送付日 | 回答日 | 件数 |
|--------------------|--------------------|-----|
| 令和 3 年 2 月 1 日（月） | 令和 3 年 2 月 22 日（月） | 1 件 |
| 令和 3 年 2 月 12 日（金） | 令和 3 年 2 月 22 日（月） | 1 件 |
| 令和 3 年 2 月 13 日（土） | 令和 3 年 2 月 22 日（月） | 1 件 |
| 計 | | 3 件 |

表 5-1 質問書における意見の概要(1)

| 項目 | 質問書における意見の概要 | 事業者の見解 |
|------|---|---|
| 事業全般 | 今後の過程ごとの質問も受け入れ場をもうけてほしい。 | お問い合わせ先につきまして、現在は工事着工前であり設置しておりません。横浜市中高層条例等に基づき質疑応答を受け付けさせていただきます。着工後は現場の連絡先を明示させていただきます。 |
| 事業計画 | 海側ゲートの隣接に表記されてある人道橋は、横浜市は確定されていないと言われているものが表記されているのはおかしい。 | 横浜スタジアム外周デッキと接続するデッキを当該位置に整備する予定であることは、現市庁舎街区活用事業公募時に公表されております。今年度は当該デッキについての基本設計を行っていると考えており記載させて頂いております。(横浜市によると、設計段階のため計画の詳細は固まっていないとのことですが、デッキの整備自体は決まっているとのことでした。) |
| 施工計画 | 期初からの問題であった現場の仮囲い対応である。周辺の地域性を見て、明かりを灯し周辺の防犯対策を行ってほしい。また、仮囲いに賑わいを灯してほしい。(絵等の装飾) | 引き渡し後の仮囲いは、白のフラットパネルを採用し、明るさと清潔感に配慮いたします。 仮囲いには文化・歴史等の地域情報や竣工イメージパース等の計画等の発信に活用し、賑わいの演出を図ります。具体内容は今後決定いたします。 |
| | 解体及び建設時に、工程ごとのトラック等の工事車両の待機場所設定。 | 工事中の工事車両の待機場所については、着工前の工事説明会においてご説明する予定です。 なお、工事用車両の運転者に対しては、待機のため路上駐車することがないように、指導を徹底してまいります。 |
| | 生コン車の1日にあたる車両台数の規制 | 現時点では、コンクリート打設作業を実施する日の最大台数として、生コン車を含む大型工事用車両が1日に238台往復することを想定しています。 詳細な施工計画の策定にあたっては、周辺への環境影響を低減するために、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めてまいります。 |

表 5-2 質問書における意見の概要(2)

| 項目 | 質問書における意見の概要 | 事業者の見解 |
|---------------------------|--|--|
| 環境影響評価 (工事用車両の走行に伴う影響) | 解体時及び建設時に関わる車両の流入に対する周辺の影響に対する詳細。 | <p>工事中の工事用車両の走行に伴う周辺への影響を、以下のとおり予測評価いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質 本事業の工事用車両による影響の割合は、二酸化窒素濃度で最大 0.1%程度、浮遊粒子状物質濃度で最大 0.01%程度とごくわずかであると予測しており、環境基準にも適合していることから、現在の周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないと評価いたしました。 ・騒音、振動 本事業の工事用車両による影響は、道路交通騒音の増加が 1dB 未満、道路交通振動の増加が最大 1dB と予測しており、現在の周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないと評価いたしました。 ・地域社会 本事業の工事用車両が対象事業実施区域の周辺の交差点に流入した場合であっても、交差点や車線の交通処理能力を上回ることはないかと予測しており、現在の周辺交通に著しい影響を及ぼさないと評価いたしました。 ただし、現況で既に車線混雑度が大きい地点(関内駅南口交差点)もあることから、工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるとともに、工事用車両の運転者に対しては走行ルートの厳守を徹底するなどの配慮を講じていきます。 また、工事用車両が出入りする時間帯には原則として車両出入口に交通誘導員を配置し、一般通行者や一般通行車両の安全管理に努めるなど、歩行者の安全確保を徹底していきます。 |
| 環境影響評価 (アスベスト) | アスベスト類の処理説明がほしい。吹き付けだけでなく混入部材資材等も含めて発表を行ってほしい。 | <p>アスベスト類については、解体工事着工に先行して、石綿含有吹付材(レベル1)のみならず、石綿含有保温材等(レベル2)、及び石綿含有建材(レベル3)を対象として既存構造物での使用の有無を調査し、使用が判明した場合は、周辺に石綿が飛散しないよう、法令に基づく、その石綿含有建材の種類に応じた適切な除去方法を選択し、適正に処理・処分します。</p> <p>アスベスト類の調査及び処理の状況については、環境影響評価手続の事後調査において環境の保全のための措置の実施状況として確認し、その結果を事後調査報告書に記載して横浜市に報告します。事後調査報告書は、横浜市により公告され、市役所やインターネットで閲覧可能となります。</p> |

表 5-3 質問書における意見の概要(3)

| 項目 | 質問書における意見の概要 | 事業者の見解 |
|------------------|--|--|
| 環境影響評価 (電波障害) | 電波障害と考えられる場合の連絡窓口を知りたい。 | <p>工事に着手し、進捗していく中で、電波障害等は発生する可能性があると思います。本件につきましては、工事着工前に設置予定の現場工事事務所を連絡窓口いたします。</p> <p>なお、事務所設置にあたっては、周辺の皆様へ連絡先を周知いたしますが、原則として平日は現地に作業員が常駐いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| | 電波障害に関して受信障害の有無とその対策はなされるのか。 | <p>※地上デジタル放送はアナログ放送に比べて受信障害を受けにくい伝送方式を採用していますが、電波塔の方向に高層建築物が建設された場合や、その工事中に高層部でクレーンを使用することにより、電波到来が遮蔽される可能性がごく稀でございます。</p> <p>本事業の実施にあたっては、電波障害に関する環境の保全のための措置として、工事中はクレーンの未使用時にブームを電波到来方向に向けて電波の遮へい範囲を極力狭くするなどの障害防止対策を講じます。</p> |
| | 今後、建物の高さが高くなる状況ごとに、デジタル電波障害のケアをどのように査定されフォローを行うのか。 | <p>地上デジタル放送はアナログ放送に比べて受信障害を受けにくい伝送方式を採用していますが、電波塔の方向に高層建築物が建設された場合や、その工事中に高層部でクレーンを使用することにより、電波到来が遮蔽される可能性がごく稀でございます。</p> <p>本事業の実施にあたっては、電波障害に関する環境の保全のための措置として、工事中はクレーンの未使用時にブームを電波到来方向に向けて電波の遮へい範囲を極力狭くするなどの障害防止対策を講じます。</p> <p>お問い合わせ先につきまして現在は工事着工前であり設置しておりません。横浜市中高層条例等に基づき質疑応答を受け付けさせていただきます。着工後は現場の連絡先を明示させていただきます。</p> |